

藤沢市妊産婦健康診査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定及び「母子保健医療対策総合支援事業の実施について（令和5年こ成母第36号）」の別紙母子保健医療対策総合支援事業実施要綱別添産婦健康診査事業並びに多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業」に基づき、妊産婦の健康管理の強化、妊婦と乳児の死亡率の低下、流早死産の防止、母児の障がい予防、産後うつ予防、及び新生児の虐待防止等を図るため、妊産婦健康診査を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備を目的とする。

(実施機関)

第2条 妊産婦健康診査（以下「健康診査」という。）は、本要綱第4条第4号に定める健康診査を実施できる医療機関及び助産所（以下「実施機関」という。）で実施する。

(対象者)

第3条 健康診査の対象者は、健康診査を受診する時点で、妊娠の届出又は藤沢市妊産婦健康診査費用補助券（以下「補助券」という。）の交付を受けた、市内に住民登録を有する妊産婦とする。

(実施方法)

第4条 健康診査の実施方法については、次のとおりとする。

(1) 補助券の交付

市長は妊娠の届出又は母子健康手帳等交付申請を行った妊産婦に対し、補助券及び妊婦健康診査費用追加用の補助券（以下「追加補助券」という。）を交付する。

また、多胎妊娠に対しては、妊婦健康診査5回分の補助券を追加で交付する。

(2) 補助券及び追加補助券の有効期間

補助券の有効期間は、交付の日から産後1か月健康診査の日までとする。ただし、妊婦健康診査の補助券は交付の日から分娩前までとし、産婦健康診査の補助券は産後のみ使用できるものとする。

また、追加補助券の有効期間は、交付の日から分娩前までとする。

(3) 健康診査の時期

健康診査の時期の目安は、次のとおりとする。

ア	妊婦第 1 ～ 4 回目	妊娠初期～ 2 3 週
イ	妊婦第 5 ～ 1 0 回目	妊娠 2 4 週～ 3 5 週
ウ	妊婦第 1 1 ～ 1 4 回目	妊娠 3 6 週～出産まで
エ	産婦 2 週間健康診査	産後 5 日～ 2 1 日
オ	産婦 1 か月健康診査	産後 2 2 日～ 6 0 日

ただし、産婦健康診査について、やむをえない理由等により市長が特別に認める場合は、上記日数を超過した健康診査についても公費負担の対象とする。

(4) 健康診査の項目

健康診査の内容は、母子保健法及び厚生労働省通知等に基づくものとし、基本的な項目として①健康状態の把握（妊娠月週数及び出産後の日数に応じた問診、診察等）、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中及び出産後の適時に、必要に応じた医学的検査を実施すること。その実施時期及び項目については、妊産婦ごとに医師等が定めるものとする。

また、産婦健康診査の際には、産婦の精神状況に応じて、ツールを用いた客観的なアセスメントを行うこととする。

(5) 受診の方法

ア 補助券の交付を受けた妊産婦は、所定の事項を記入し、母子健康手帳とともに実施機関に提出して健康診査を受診するものとする。

イ 健康診査 1 回につき、使用できる補助券は 1 枚とする。健康診査に要した金額が補助券記載の金額に満たない場合は、補助券の使用ができないものとする。この場合、健康診査に要した費用は、藤沢市妊産婦健康診査助成金交付要綱に基づく所定の手続きを行うことにより助成を行うこととする。

ウ 追加補助券は、妊婦健康診査の補助券と合わせてのみ使用することができる。追加補助券は、複数を同時に使用できるものとする。ただし、妊婦健康診査に要した金額が補助券の上限金額を超え、かつ追加補助券の上限金額に満たない場合は、追加補助券の使用ができないものとする。

エ 補助券の提出を受けた実施機関は、健康診査を実施し、診査結果を補助券に記入するとともに、母子健康手帳の妊娠中の経過欄または出産後の母体の経過欄に記録するものとする。

(実績報告等)

第 5 条 実施機関は、補助券（市町村送付用）及び追加補助券を取りまとめて、妊産婦健康診査集計報告書とともに市長が別に定める期日までに提出するものとする。

2 実施機関は、健診に要した費用を別途定める業務委託契約書に基づき、市長

に請求するものとする。

(事後指導等)

第6条 妊産婦への事後指導については、次のとおりとする。

(1) 医療機関の事後指導

実施医療機関は、健康診査の結果、医療を要する妊産婦に対して医療が適切に行われるよう指導するものとする。

(2) 助産所の事後指導

実施助産所は、健康診査の結果、指導を要する妊産婦に対して、適切な指導を行うものとする。

(3) 市の事後指導

市長は、健康診査の結果に基づき、保健指導を要する妊産婦に対して、家庭訪問等の事後指導を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。ただし、令和3年7月1日以降に出産した産婦が受診した産婦健康診査を公費負担の対象とし、この前日までに出産した者が受診した産婦健康診査は対象外とする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、多胎妊娠をした妊婦が14回を超えて受診する産婦健康診査について、令和5年4月1日以降に受診した産婦健康診査を5回まで公費負担の対象とし、この前日までに14回を超えて受診した産婦健康診査は対象外とする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第1号中「補助券」の次に「及び産婦健康診査費用追加用の補助券(以下「追加補助券」という。)」を加える改正規定、同条第2号の改正規定、同条第5号にウ及びエを加える改正

規定及び第 5 条の改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行し、同日以後に実施する妊婦健康診査について適用する。